

# 第 36 回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 2 9 日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 5年 6月29日(木) 14時00分～14時47分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件
- 日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第10号 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第11号 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第12号 議案第7号 現況証明願いの件

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	12番 後藤 和則	14番 相澤 研二
15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦	17番 浅野 博文	

---

●欠席委員

11番 廣江 英幸 13番 西川 幹生

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏  
農地振興係主事 佐伯 雛

---

●議事録署名委員

10番 谷口 栄治 12番 後藤 和則

(14時00分 開会)

---

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、10番 谷口委員、12番 後藤委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番から番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、森田現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○7番（森田委員） 7番森田です。報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。6月19日の午後13時30分より役場庁舎2階会議室7で現地調査委員会を開催しま

した。現地調査委員には、平林委員、後藤委員、相澤委員、浅井委員、そして私森田、事務局から藤野局長、土田次長、佐伯主事が出席しています。当日は、調査内容の説明を受けた後、現地調査へ向かい、各現地では、地元委員の説明を受け、調査を行いました。番号1番、番号2番について、復元できていることを確認しました。詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただいま、森田委員より報告がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

### ●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、谷口あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口です。報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。あっせん委員会を6月20日に開催し、あっせん委員に、西川委員、相澤委員、浅野委員、浅井委員、そして私谷口、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、午後1時より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、午後3時よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番、3番、4番は売買、番号2番については賃貸借で、いずれもあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、谷口あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

### ●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知

書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第1号を終わります。

---

### ●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本です。先日、話を伺い、現地調査を行いました。土地の所在は、上美生市街地より西4キロ程に位置しています。譲受人は、10年前に農地取得しております。補助事業の関係により、該当地が補助対象から外れてしまうため、今回の取得に至りました。両脇にある全ての土地が譲受人のものであり、周辺に問題のない案件と思われま

す。○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井です。先日、話を伺い、現地確認を行いました。自宅前の関係であり、私有地の中であるため、周辺地域にも問題のない案件と思われま

す。○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

**【番号3番朗読】**

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 14番相澤です。先日訪問し、話を伺いました。土地所在は、中伏古8線3号東へ1キロメートル半程にある宅地跡です。昨年、宅地を取り壊し、農地へ転用しています。自身が、健在のうちに計画的に処分を行いたいとの話があったため、申出されました。隣接農地も作られており、周辺農家への理解もあるため、問題のない案件と思われま

す。自身が、健在のうちに計画的に処分を行いたいとの話があったため、申出されました。隣接農地も作られており、周辺農家への理解もあるため、問題のない案件と思われま

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

**【番号4番朗読】**

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林です。番号4番の圃場について、渋山交差点より2キロメートルほど御影へ向かったところから上芽室・報徳へ向かう道に入り、川を渡った右側にございます。話を伺ったところ、譲渡人も高齢であるため、譲受人へ名義を変更したいとのことでした。親から子への贈与であり、問題のない案件と思われま

す。親から子への贈与であり、問題のない案件と思われま

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

**【番号5番朗読】**

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林です。譲受人は就農12年であり、現在は父と共に経営を行っています。青年部役員や青年部有志の会役員等をしており、立派に営農を行っています。譲渡人より、点在している土地を集約して、息子と孫へ分けて贈与をしたいと申出があり、祖父から孫への贈与となり、農業経営については問題のない案件と思われまます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第2号を終わります。

---

### ●日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、5月26日開催の第35回農業委員会総会において、ご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。

---

### ●日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局の説明に関連して、担当委員であります後藤委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。



○12番（後藤委員） 12番後藤。先日、本人より話を伺い、場所確認を行いました。場所については、自宅東側に位置し、砂利採取を行い基盤整備します。周辺農家の理解も得ているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井です。先日、現地確認を行いました。申請地は、自宅東側であり、前回は北側を行いました。搬出口も道道に面しており、周辺へ問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で議案第4号を終わります。

---

## ●日程第10 議案5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興

地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

**【番号1番朗読】**

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井です。先日、本人から話を伺いました。息子さんが結婚し、新しい住宅が必要とのことであり、畑の一部を切り崩して、農家住宅として建築をしたいとのことです。自宅周辺ですので、周辺への問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

---

**●日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号8番から整理番号11番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

**【整理番号8番から整理番号11番朗読】**

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号8番から整理番号11番について、ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。それでは、整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号8番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号11番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第6号を終わります。

---

## ●日程第12 議案第7号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第7号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第7号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番から番号4番朗読】

○議長（島部会長） 次に、森田現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○8番（森田委員） 8番森田。6月19日午後1時30分より、会議室7において現地調査委員会が開催されました。調査委員は 平林委員、後藤委員、相澤委員、浅井委員と私森田、事務局より藤野局長、土田次長、佐伯主事が出席しています。事務局より願出の概要、担当委員から補足説明があった後、現地地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番、番号2番、番号4番については「農地・採草放牧地以外」、番号3番は一部「農地」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第7号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

**【なし・・・との声】**

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第36回総会を閉会いたします。

---

(14時47分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月29日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員